

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月1日
【発行者名】	スパークス・オーバーシーズ・リミテッド (SPARX OVERSEAS LTD.)
【代表者の役職氏名】	取締役 ブライアン・モリクニ (Brian Morikuni)
【本店の所在の場所】	バミューダ、ハミルトンHM11、フロント・ストリート6番 (6 Front Street, Hamilton HM11, Bermuda)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	ソル・ジャパン・ファンド (SOL JAPAN FUND)
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券の金額】	4,000億円を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし



&lt;訂正後&gt;

日本国内における申込手数料は以下のとおりである。

申込金額	申込手数料
1,000万円未満	申込金額の3.15%（税抜3.00%）
1,000万円以上3,000万円未満	申込金額の2.10%（税抜2.00%）
3,000万円以上1億円未満	申込金額の1.575%（税抜1.50%）
1億円以上	申込金額の1.05%（税抜1.00%）

(注1) 申込金額は、申込口数に1口当り純資産価格を乗じた金額である。

(後略)

(8) 申込取扱場所：

&lt;訂正前&gt;

(前略)

(販売取扱会社)  
(荘内銀行指定の販売取扱会社)  
スパークス証券株式会社

(中略)

(注3) インターネット取引による申込みの詳細については、シティバンク銀行の各支店及び出張所に照会のこと。

&lt;訂正後&gt;

(前略)

(販売取扱会社)  
(荘内銀行指定の販売取扱会社)  
スパークス・アセット・マネジメント株式会社

(中略)

(注3) インターネット取引による申込みの詳細については、シティバンク銀行の各支店及び出張所に照会のこと。

(注4) スパークス証券株式会社は、平成22年7月1日にスパークス・アセット・マネジメント株式会社と合併し、スパークス・アセット・マネジメント株式会社となった。以下同じ。

(12) その他：

(2) 引受等の概要

&lt;訂正前&gt;

(前略)

管理運用会社はスパークス証券株式会社をファンドに関して日本における管理運用会社の代行協会員に指定している。

(中略)

(注2) 株式会社荘内銀行は、2010年3月31日をもって代行協会員を退任し、管理運用会社およびスパークス証券株式会社間で締結する2010年3月3日付けの代行協会員契約に基づき、スパークス証券株式会社が、2010年4月1日をもって管理運用会社から代行協会員に任命されている。以下同じ。

&lt;訂正後&gt;

(前略)

管理運用会社はスパークス・アセット・マネジメント株式会社をファンドに関して日本における管理運用会社の代行協会員に指定している。

(中略)

(注2) 管理運用会社および旧代行協会員であるスパークス証券株式会社間で締結した平成22年3月3日付けの代行協会員契約に基づき、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が、管理運用会社から代行協会員に任命されている。以下同じ。

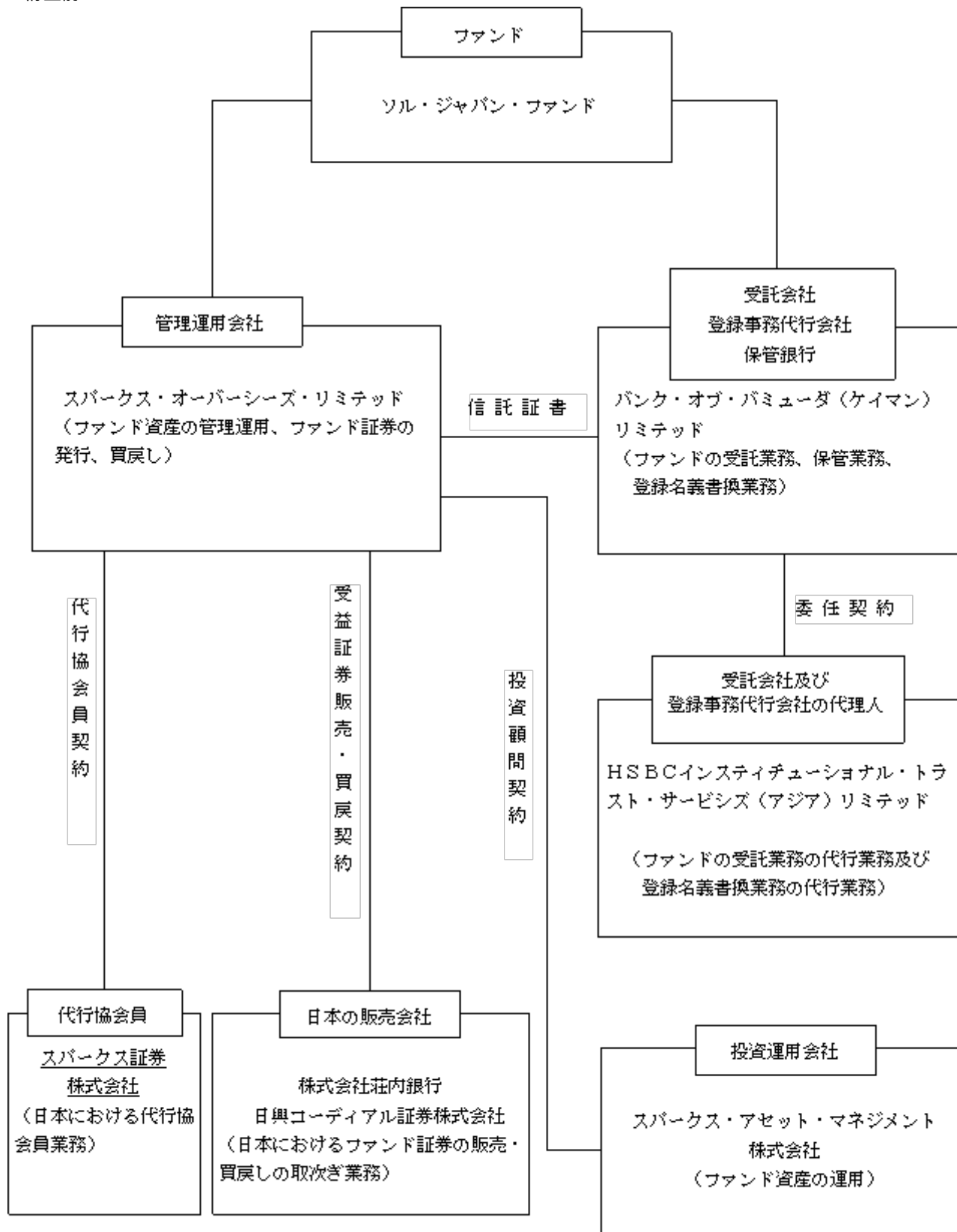
## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

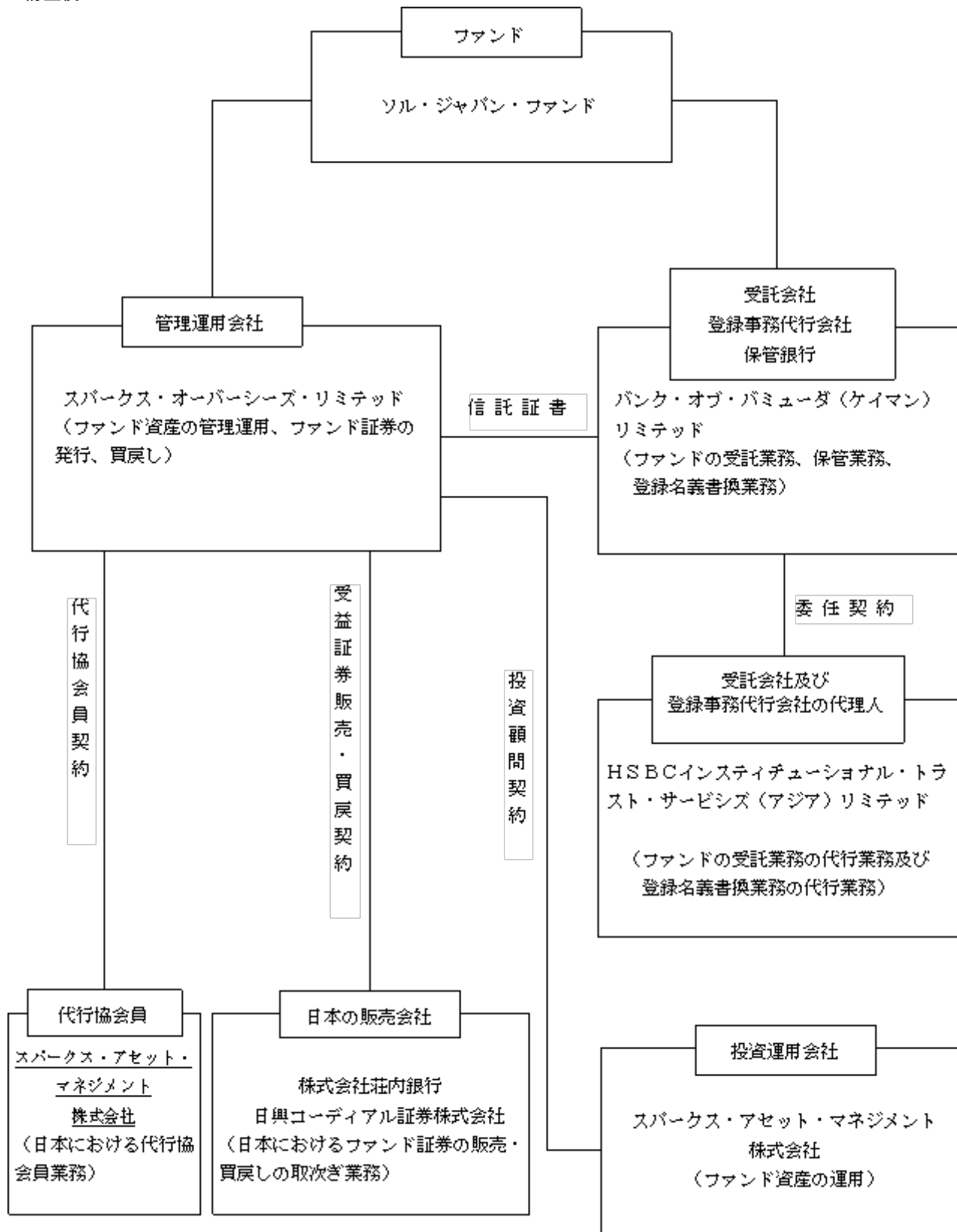
#### 1 ファンドの性格

- (2) ファンドの仕組み  
    ファンドの関係法人

&lt;訂正前&gt;



&lt;訂正後&gt;



## 管理運用会社とファンドの関係法人との契約関係

&lt; 訂正前 &gt;

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
（中略）		
代行協会員	<u>スパークス証券株式会社</u>	2010年3月3日付代行協会員契約（注3）に基づき、代行協会員業務を行う。

（後略）

&lt; 訂正後 &gt;

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
（中略）		
代行協会員	<u>スパークス・アセット・マネジメント株式会社</u>	2010年3月3日付代行協会員契約（注3）に基づき、代行協会員業務を行う。

（後略）

## 第三部 ファンドの詳細情報

## 第3 管理及び運営

## 1 資産管理等の概要

（5）その他

（1）発行限度額

&lt; 訂正前 &gt;

ファンド受益証券の発行限度口数は設けられていない。

&lt; 訂正後 &gt;

ファンド証券の発行限度口数は設けられていない。

## 2 開示制度の概要

（2）日本における開示

監査官庁に対する開示

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

&lt; 訂正前 &gt;

管理運用会社は、ファンド受益証券の募集の取り扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理運用会社はファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を金融庁に届け出なければならない。さらに、管理運用会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法によって、一定の事項につき運用報告書を作成し金融庁長官に提出しなければならない。

&lt; 訂正後 &gt;

管理運用会社は、ファンド証券の募集の取り扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理運用会社はファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を金融庁に届け出なければならない。さらに、管理運用会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法によって、一定の事項につき運用報告書を作成し金融庁長官に提出しなければならない。

### 3 受益者の権利等

#### (1) 受益者の権利等

< 訂正前 >

(前略)

従って、日本における販売会社又は販売取扱会社にファンド受益証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社又は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド受益証券の保管を日本における販売会社又は販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

従って、日本における販売会社又は販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社又は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社又は販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

(後略)

#### (3) 本邦における代理人

< 訂正前 >

(前略)

日本におけるファンド受益証券の募集、販売及び買戻しの取引に関する一切の紛争、争点及び見解の相違に関連して一切の裁判上及び裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出及び継続開示に関する代理人及び金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

< 訂正後 >

(前略)

日本におけるファンド証券の募集、販売及び買戻しの取引に関する一切の紛争、争点及び見解の相違に関連して一切の裁判上及び裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出及び継続開示に関する代理人及び金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

#### (4) 裁判管轄等

< 訂正前 >

日本の投資者が取得したファンド受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

(後略)

< 訂正後 >

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

(後略)



## 第四部 特別情報

### 第2 その他の関係法人の概況

#### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) スパークス・アセット・マネジメント株式会社（「投資運用会社」）  
（中略）

(4) スパークス証券株式会社（「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

2010年1月末現在、165百万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

(5) 株式会社荘内銀行（日本における「販売会社」）

（中略）

(6) 日興コーディアル証券株式会社（日本における「販売会社」）

（後略）

<訂正後>

(1) スパークス・アセット・マネジメント株式会社（「投資運用会社」および「代行協会員」）  
（中略）

(4) 株式会社荘内銀行（日本における「販売会社」）

（中略）

(5) 日興コーディアル証券株式会社（日本における「販売会社」）

（後略）

#### 2 関係業務の概要

<訂正前>

(1) スパークス・アセット・マネジメント株式会社（「投資運用会社」）  
（中略）

(4) スパークス証券株式会社（「代行協会員」）

日本におけるファンドの代行協会員としての業務を行う。

(5) 株式会社荘内銀行（日本における「販売会社」）

（中略）

(6) 日興コーディアル証券株式会社（日本における「販売会社」）

（後略）

<訂正後>

(1) スパークス・アセット・マネジメント株式会社（「投資運用会社」および「代行協会員」）  
（中略）

(4) 株式会社荘内銀行（日本における「販売会社」）

（中略）

(5) 日興コーディアル証券株式会社（日本における「販売会社」）

（後略）